

循環経済に関する関係閣僚会議の開催について

令和6年7月26日
閣議口頭了解
令和8年3月3日
一部改正

1. 循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、「循環型社会形成推進基本計画」における取組等の関連する取組を政府全体として戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 経済産業大臣
環境大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣府特命担当大臣（地方創生）
総務大臣
外務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

3. 会議の庶務は、経済産業省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。